

㈱ケアサポートふきのとう

グループホーム ふきのとう

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケアサポートふきのとうが開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という)が実施する指定認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、入居者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 グループホームを実施するにあたり、入居者の心身の特徴を踏まえ、その能力に応じ、自立の支援と入浴、排せつ又は食事等の介護、その他日常生活上の援助及び機能訓練を適切かつ効果的に行うものとし、入居者の不安解消ならびに家族の心身の負担軽減に努める。

また、協力医療機関及び福祉サービス機関と連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(主たる事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームふきのとう
- (2) 所在地 長野県 諏訪郡 下諏訪町 西四王 5000-8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 2ユニット 2人(常勤)

管理者は、職員の管理及び業務の管理、運営を行うものとする。

- (2) 計画作成担当者 2人以上(常勤2人、非常勤0人)

計画作成担当者は入居者のニーズに応じた介護計画を作成し、介護職員に指示を行い、それに沿った介護を実行させる。また、連携する医療機関等の連携、調整を行う。

(3) 介護職員

常勤 本館 6人 新館 5人
非常勤 本館 6人 新館 7人
夜間及び深夜の時間帯 本館 1人 新館 1人
入居者の日常生活の介護及び相談援助。

(入居定員)

第5条 グループホーム入居者の定員は、1ユニット9名、2ユニット18人とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 入居者が共同生活を送る居住においての内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事等の日常生活に必要な介護を行う。
- (2) 入居者個々の意向を尊重し、充実した生活が送れるように支援を行う。
- (3) 入居者個々の残存機能・能力を十分に活用できるように共同生活の援護を行う。
- (4) 健康状態に注意し、健康維持のための適切な処置を行う。
- (5) 定期的なレクリエーション活動の実施を行う。
- (6) 入居者又は、その家族に対し、相談等精神的ケアを行う。
- (7) 日常生活の中での機能訓練を行う。
- (8) その他、入居者の日常生活に必要な援助、介護を行う。

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割相当額とする。

ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。(1ヶ月30日の場合)

(1) 家賃

本館	月 額	57,000 円	(入退居時は日割りとする)
	月 額	60,000 円	※料金は居室により異なる
新館	月 額	57,000 円	

(2) 食材料費 月 額 45,000 円
(朝食 390 円 昼食 490 円 おやつ 130 円 夕食 490 円)

(3) 光熱水費 月 額 23,700 円 (入退居時は日割りとする)

(4) 共益費 月 額 16,800 円 (入退居時は日割りとする)

(5) レクリエーション材料費 月 額 1,100 円

(6) その他 理美容代、おむつ代等、個人使用品、その他、提供されるサービスのうち、日常生活においても、通常必要な費用で、その入居者が負担する事が適当と認められるものについては、その実費の支払いを受けるものとする。

(利用申込)

第8条 サービスを提供する際には、あらかじめ、入居申込者に対し面接を行い、入居申込者又はその家族に対し、この運営規定の概要、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(介護計画の作成)

第9条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及び、その置かれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護又は支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

(3) 退居に関しては、入居者及びご家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護の提供中に入居者の心身の状態に異常、その他緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者並びに家族・身元引受人に連絡しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、年2回以上は、非難・救出その他必要な訓練を行わなければならない。なお消防署の指導により防火管理責任者を置くものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、該当入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 事業所は、その責任により入居者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限って、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業所が得た入居者の個人情報については、原則的に事業者が行う認知症対応型共同生活介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第 16 条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じなければならない。

(サービス提供記録の記載)

第 17 条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日数及び内容等必要事項を入居者の(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に記載した書面、又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(苦情等の処理)

第 18 条 事業所は、その提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

(2) 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文章提出・提示の求め又は質問・照会に応じ、入居者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。また、

市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合には、その改善の内容を報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 20 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、職員の資質向上を図るため次の研修等を、設けるものとする。

- ① 採用時オリエンテーション
 - ② 採用後 3 ヶ月以内
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との

雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項外の運営に関する重要事項は、開設会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (附則) この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。